

山口県報

平成22年
4月2日
(金曜日)

平成二十二年四月一日

山口県知事 二井関成

- 一 委託に係る公金の種類
山口県立こころの医療センターの診療料その他患者負担金

- 二 委託に係る事務の範囲
日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日及び十一月二十九日から翌年の一月三日までの日並びにこれらの日以外の日の午前零時から午前八時三十分まで及び午後五時十五分から翌日の午前零時までにおける一に掲げる公金の収納の事務

- 三 委託を受けた者の名称及び所在地
株式会社白清社 宇部市大字東岐波字大石一六九七番地

告示

公金の収納の事務の委託(医療保険課)

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(水産振興課)

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく公聴会の開催(自然保護課)

障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障害者支援課)

障害者自立支援法の規定に基づく指定障害者支援施設の指定(障害者支援課)

障害者自立支援法の規定に基づく指定相談支援事業者の指定(障害者支援課)

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)

土地改良区役員の届出(農村整備課)

技能教育のための施設の指定

監査公表(二件)

五

五

五

四

四

四

四

四

五

(八九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年五月十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県若国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年四月一日

山口県知事 二井関成

一 申請のあつた年月日
平成二十二年三月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 体験活動支援協会
代表者の氏名 錦織秀治

三 主たる事務所の所在地
岩国市尾津町二丁目一一番一一号

三 定款に記載された目的
広く青少年、障害者及び高齢者に対して、自然体験プログラムや障害者セラピーの研究開発、実施及び指導等に関する専門家の育成並びに活動に関連する各種団体とのネットワーク構築等に関する事業を行い、青少年の健全育成、福祉の増進、海環境の保全及び地域の活性化等に寄与すること。

(九〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。
同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年五月十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

一 申請のあつた年月日
平成二十二年四月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 安心ふるさとサポート山口
代表者の氏名 関谷吉秋

三 主たる事務所の所在地
防府市大字牟礼二五四四番地の一

三 定款に記載された目的
山口県出身者に対して、山口県内居住のご家族(主に高齢者、障害者)への日常生活のフォロー、サービス等の斡旋や、財産手続の斡旋、代行等に関する事業を行い、ご家族と離れ居住する山口県出身者に寄与すること。

(九一) 鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律の規定に基づく公聴会の開催
鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

一 公聴会において聽こうとする案件
特別保護地区の指定

二 公聴会の日時及び場所
指定期間
特別保護地区 日 時 場 所

保護地区	日	時	場	所
牛島鳥獣保護区特別保護地区	平成二二年五月二五日	午前二時	光市立牛島公民館	
深坂鳥獣保護区特別保護地区	"	午後二時	"	森の家下関
鴻ノ峯鳥獣保護区特別保護地区	"	午後一時三〇分	一	山口県山口総合庁舎

(九二) 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をしました。

一 申請のあつた年月日
平成二十二年四月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 山口県知事 二井関成

三 主たる事務所の所在地
防府市大字牟礼二五四四番地の一

三 定款に記載された目的
山口県出身者に対して、山口県内居住のご家族(主に高齢者、障害者)への日常生活のフォロー、サービス等の斡旋や、財産手続の斡旋、代行等に関する事業を行い、ご家族と離れ居住する山口県出身者に寄与すること。

(九三) 指定障害福祉サービス事業者の指定
障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をしました。

一 申請のあつた年月日
平成二十二年四月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 山口県知事 二井関成

三 主たる事務所の所在地
防府市大字牟礼二五四四番地の一

三 定款に記載された目的
山口県出身者に対して、山口県内居住のご家族(主に高齢者、障害者)への日常生活のフォロー、サービス等の斡旋や、財産手続の斡旋、代行等に関する事業を行い、ご家族と離れ居住する山口県出身者に寄与すること。

(九四) 指定障害福祉サービス事業者の指定
障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をしました。

一 申請のあつた年月日
平成二十二年四月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 山口県知事 二井関成

三 主たる事務所の所在地
防府市大字牟礼二五四四番地の一

三 定款に記載された目的
山口県出身者に対して、山口県内居住のご家族(主に高齢者、障害者)への日常生活のフォロー、サービス等の斡旋や、財産手続の斡旋、代行等に関する事業を行い、ご家族と離れ居住する山口県出身者に寄与すること。

業な株式訪問介護事業所	株式会社かいぼうし	青山会員社	医療法人社団	合同会社縁	祉協議市社会法人	社会福祉会社	祉協議会	株式会社かいセントラル
所訪問介護事業所	有限会社わいた	医療法人社団	青山会員社	合同会社縁	祉協議市社会法人	社会福祉会社	祉協議会	株式会社かいセントラル
問介護事務所	九柳井市柳井四〇番の二	一八八七玖珂町	四丁岩国市五〇番一五号	路八九〇番田の一豎小	丁宇部市川添二号	一号待東町彦八番弟	八中央市山の田一番	丁周南市秋五月一
介護事業所	九柳井市柳井四	一八八七玖珂町	四丁岩国市五〇番一五号	路八九〇番田の一豎小	丁宇部市川添二号	一号待東町彦八番弟	八中央市山の田一番	丁周南市秋五月一
護事業所	九柳井市柳井四	一八八七玖珂町	四丁岩国市五〇番一五号	路八九〇番田の一豎小	丁宇部市川添二号	一号待東町彦八番弟	八中央市山の田一番	丁周南市秋五月一
"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	平成二二、一	平成二二、一	一〇	七	"	"
"	"	"	一	二三	"	"	"	"

なごみの里	指 定 障 害 者 支 援 施 設 地	障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定をしました。	(九三) 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害者支援施設の指定
下関市大字蒲生野二五〇	山口県知事	二井関成	平成二十二年四月一日
三	指 定 年 月 日	平成二二、三、一	

済生会山口地域ケアセンターコ園
障害者支援施設なでしこ園
湯免清風園

平成二二、八
平成二二年三月十六日
七、
平成二二年四月十三日
五
平成二二年四月二日
八
平成二二年四月二日
九

(九四) 障害者自立支援法の規定に基づく指定相談支援事業者の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第三十二条第一項の規定により、次とおり指定相談支援事業者の指定をしました。

平成二十二年四月二日

指定相談支援事業者の所在地	相談支援事業所の所在地	相談支援事業所の所在地	相談支援事業所の所在地
社会福祉法人つくし園	周南市大字米光	周南市大字米光	周南市大字米光
三五六	タ一さんさん	三五六	平成二二、一
			一

山口県知事 二井関成
平成二二、一
平成二二年四月二日
指定年月日

(九五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年四月一日から同年八月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年四月二日

山口県知事 二井関成

一大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 おのだサンパーク
所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦

三変更に係る事項
駐車場の位置

一 大規模小売店舗の名称及び所在地	二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名	三 変更に係る事項	四 届出年月日	五 変更年月日	六 平成二十二年四月十三日
一大規模小売店舗の名称及び所在地	一大規模小売店舗の名称及び住所	駐車場の自動車の出入口の数	平成二十二年三月十六日	平成二十二年四月十三日	平成二十二年四月十三日
おのだサンパーク	おのだサンパーク	八箇所	平成二十二年三月十六日	平成二十二年四月十三日	平成二十二年四月十三日
山陽小野田市中川六丁目四番一号	山陽小野田市中川六丁目四番一号	一一箇所	平成二十二年三月十六日	平成二十二年四月十三日	平成二十二年四月十三日
藤田 敏彦	藤田 敏彦	藤田 敏彦	藤田 敏彦	藤田 敏彦	藤田 敏彦
所	所	所	所	所	所
五 変更年月日	四 届出年月日	三 変更に係る事項	二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名	一 大規模小売店舗の名称及び所在地	
平成二十二年三月十七日	平成二十二年三月十七日	駐車場の位置	名 称 住 所 代表者の氏名 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦	名 称 住 所 代表者の氏名 おのだサンパーク 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦	
五 変更年月日	四 届出年月日	三 変更に係る事項	二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名	一 大規模小売店舗の名称及び所在地	
平成二十二年三月十七日	平成二十二年三月十七日	駐車場の位置	名 称 住 所 代表者の氏名 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦	名 称 住 所 代表者の氏名 おのだサンパーク 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦	

平成21年六月十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 おのだサンパーク
所在地 山陽小野田市中川六一四四番一町

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六一四四番一町

三 変更に係る事項の概要
変更に係る事項 変 更 前 変 更 後
駐車場の自動車の出入口の数 一一箇所 八箇所

四 届出年月日 平成21年3月十七日
五 変更年月日 平成21年6月十八日

(九六) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出があつた。

平成21年3月11日

三口県知事 一井 関 成

退任した役員
土地改良区の名称 理事の別 氏 名 住 所

萩市椿東土地改良区 理 事 国村 秀雄 萩市大字椿東一〇〇六

藤田 敏彦

藤田 敏彦

監査の結果に関する報告



山口県教育委員会印第11号

学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)第五十五条第一項の規定による、技能教育のための施設を次のとおり指定した。

平成21年4月1日

山口県教育委員会

一 技能教育のための施設の名称及び所在地

NEDMネムハイスクール山口校 山口市小郡町砂畠三番一〇号
二 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
連携措置に係る科目
連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

文書トガイン
情報処理
III 指定年月日
平成21年3月十九日



監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成22年4月2日

山口県監査委員 伊藤 博
同 秋野 哲範
同 神田 忠二郎
同 石津 敏樹

監査年月日	監査委員名	監査箇所
平成21年10月13日	石津敏樹	周南
" 23日	秋野哲範	宇部
" 27日	神田忠二郎	下関
" 19日	伊藤敏樹	萩
" 16日	藤井博樹	動物愛護センター
" 26日	藤井忠二郎	岩国健康福祉センター
" 13日	伊藤敏樹	柳井
" 27日	伊藤忠二郎	防府
" 16日	伊藤忠二郎	山口
" 13日	伊藤忠二郎	萩
" 27日	伊藤忠二郎	衛生看護学院
" 16日	伊藤忠二郎	岩国児童相談所
" 27日	伊藤忠二郎	萩
" 13日	伊藤忠二郎	大阪事務所
" 19日	伊藤忠二郎	岩国農林事務所
" 26日	伊藤忠二郎	田布施
" 19日	伊藤忠二郎	周南
" 20日	伊藤忠二郎	下関
" 20日	伊藤忠二郎	長門
" 20日	伊藤忠二郎	萩
" 11月27日	秋野津藤	柳井水産事務所
" 12月3日	秋野津藤	農林総合技術センター
" 22日	秋野津藤	水産研究センター
" 11月9日	忠二郎	岩国土木建築事務所
" 18日	忠二郎	柳井
" 26日	忠二郎	周南
" 12月21日	忠二郎	防府
" 11月11日	忠二郎	山口
" 13日	忠二郎	宇部
" 27日	忠二郎	下関
" 12月3日	忠二郎	美祢土木事務所
"	忠二郎	下関土木建築事務所
"	忠二郎	長門
"	忠二郎	萩
"	忠二郎	東京事務所
"	忠二郎	岩国県民局
"	忠二郎	柳井

期成(年月日)		件名		担当者		実施年月日	
岩国港湾管理事務所	平成22年1月28日	秋野哲範	厚狭 "	"	"	"	"
周南 "	平成21年12月22日	"	小野田工業 "	"	"	"	"
宇部 "	11月26日	伊藤博	青嶺 "	"	11月12日	"	伊藤博
錦川総合開発事務所	"	伊藤敏樹	田部 "	"	12月18日	"	伊藤敏樹
宇部小野田湾岸道路建設事務所	平成22年1月28日	"	豊浦 "	"	平成22年2月24日	"	"
十種ヶ峰青少年野外活動センター	平成21年12月1日	"	長府 "	"	平成21年12月18日	"	"
周防大島高等学校	"	"	響 "	"	平成22年2月24日	"	"
岩国総合 "	"	"	下関中央工業 "	"	平成22年2月24日	"	"
坂上 "	"	"	下関工業 "	"	"	"	"
広瀬 "	"	"	大津 "	"	平成21年12月18日	"	"
岩国商業 "	"	"	日置農業 "	"	"	"	"
岩国工業 "	"	"	水産 "	"	"	"	"
熊毛南 "	"	"	徳佐 "	"	"	"	"
田布施工業 "	"	"	岩国総合支援学校	"	平成22年2月24日	"	"
光 "	"	"	田布施 "	"	"	"	"
下松工業 "	"	"	周南 "	"	"	"	"
徳山 "	"	"	防府 "	"	平成21年12月18日	"	"
新南陽 "	"	"	山口 "	"	平成22年2月24日	"	"
徳山商工 "	"	"	宇部 "	"	"	"	"
南陽工業 "	"	"	下関 "	"	"	"	"
防府 "	"	"	豊浦 "	"	平成21年12月18日	"	"
防府西 "	"	"	萩 "	"	平成22年2月24日	"	"
防府商業 "	"	"	岩国警察署	"	平成21年11月25日	"	"
佐波 "	"	"	柳井 "	"	平成22年2月24日	"	"
山口中央 "	"	"	光 "	"	平成21年11月25日	"	"
西京 "	"	"	下松 "	"	秋野哲範	"	"
山口農業 "	"	"	山口南 "	"	"	"	"
宇部 "	"	"	小串 "	"	"	"	"
宇部中央 "	"	"	美祢 "	"	"	"	"
宇部西 "	"	"	萩 "	"	"	"	"
宇部商業 "	"	"	長府 "	"	"	"	"
宇部工業 "	"	"	監査の結果	"	"	"	"
小野田 "	"	"	財務に関する事務の執行については、おおむね適正と認められたが、なお、改善留意	"	"	"	"
平成22年2月24日	"	"	平成21年12月1日	"	"	"	"
平成21年12月1日	"	"	平成22年2月24日	"	"	"	"
平成21年12月18日	"	"	平成21年12月18日	"	"	"	"

すべき事項は、次のとおりである。

牛活促講書近讀全四卷

児童扶養手当返納金、母子寡婦福祉資金貸付金及び母子寡婦福祉資金貸付金違約金の収入未消があった。

入未済があった。

柳井健康福祉センター び母子寡婦福祉資金貸付金違約金の収 防府健康福祉センター

農業経営課
母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

水產振興課

政治地理

一般会計へ

本部会計課

國朝詩人

五目稍重致所

アーティスト

富士ノタ

17.) 第16/2

一該當する

から見積書を

三睡 \ 始終

約の相手方から請書を提出させていないものがあった。

4 物品購入契約において、出納整理期間中に物品の引渡しを受けているものがあつた。

柳井健康福祉センター

生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金及び母子寡婦福祉資金貸付金違約金の収入未済があつた。

防府健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があつた。

山口健康福祉センター

生活保護費返還金及び母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があつた。

萩健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があつた。

岩国児童相談所

児童保護費の収入未済があつた。

萩児童相談所

児童保護費の収入未済があつた。

下関農林事務所

狩獵者登録等手数料について、収入証紙に消印が押されていないものがあつた。

1 業務委託契約において、委託料の額の変更に係る変更契約を締結していないものがあつた。

2 あつた。

長門農林事務所

決裁権者が時間外勤務命令及び休日勤務命令の決裁をしていないものがあつた。

契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える物品購入契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあつた。

農林総合技術センター

契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える物品購入契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあつた。

柳井土木建築事務所

光高等学校

工事請負契約の解除に係る前払金余剰金の利息の収入未済があった。

周南土木建築事務所

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

徳山商工高等学校

- 1 収入証紙による手数料の収入において、収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っているものがあった。
- 2 令第167条の2第1項第1号に該当する物品修繕の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

防府土木建築事務所

通勤手当の支給額を誤っているものがあった。
なお、過渡しととなった金額については、返納済みである。

山口土木建築事務所

- 令第167条の2第1項第1号に該当する物品製作売買の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

美祢土木事務所

- 契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える物品購入契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあった。

長門土木建築事務所

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

日置農業高等学校

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

山口総合支援学校

- 令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

宇部小野田湾岸道路建設事務所
田 喜 金 日 2 年 4 月 22 平成 2145 章 第

- 収入証紙による手数料の収入において、収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っているものがあった。

- 1 令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

宇部総合支援学校

- 1 令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

- 2 令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

意 見

- 1 支出負担行為の前提となる意思決定について
支出負担行為において、執行同、契約締結同、物品購入決議書等による内部の意思決定に関する決裁を経ていないものが見受けられた。
ついては、不適正な予算執行を防止するため、支出負担行為をするに当たっては、規則第5章第2節及び山口県物品規則（昭和39年山口県規則第57号）第2章第2節の規定に基づく手続を遵守されたい。
- 2 行政財産の使用料等の調定時期について
行政財産の使用料、道路の占用料等について、調定の遅延等により納期限までに収納されていないものが見受けられた。

ついては、規則第14条その他の法令等の規定に基づき適切な納期限を指定するとともに、行政財産の使用許可等の期間が2年以上にわたる場合においては、各年度ごとに速やかに調定を行うことにより、納期限内の収納に万全を期されたい。

監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成22年4月2日

山口県監査委員	伊藤 博
同 同 同	秋野 哲範
	神田 忠二郎
	石津 敏樹

監査の結果に関する報告

監査委員名

監査年月日

財団法人山口県文化振興財団	平成21年2月2日
財団法人山口県母子寡婦福祉連合	" " "

- 1 県出資金、県委託料及び公の施設に係る指定管理者の指定について
本財団は、地域文化振興事業を行うことにより、本県の風土や伝統に根ざした地域性豊かな文化の創造を進め、もって県民生活の向上と生き生きとした快適な生活が実感できる住みよいふるさとづくりに寄与することを目的として設立され、県は、基本財産1,000,100,000円のうち1,000,000,000円を出資している。
また、県は、平成20年度において、秋吉台国際芸術村の管理に係る委託料163,835,000円を支出している。
更に、県は、秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定をしている。
- 2 監査の結果
財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、おむね適正と認められた。

- 財団法人山口県母子寡婦福祉連合会
 1 県補助金、県委託料及び公の施設に係る指定管理者の指定について
 本連合会は、加盟団体相互の連絡提携を図り、その健全な発展を期し、もって母子家庭並びに寡婦の福祉を増進することを目的として設立され、県は、平成20年度において、山口県児童福祉関係団体運営費補助金365,000円を支出するとともに、山口県母子福祉センターの管理に係る委託料9,267,000円を支出している。
 また、県は、山口県母子福祉センターに係る指定管理者の指定をしている。
- 2 監査の結果
 財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

山口県流通センター株式会社

- 1 県出資金について
 本会社は、山口県流通センターの機能及び役割を円滑に發揮するため、管理運営業務の効率的運営を図り、もって流通機構の健全な発展に資することを目的として設立され、県は、資本金300,000,000円のうち90,000,000円を出資している。
- 2 監査の結果
 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人山口県教育会

- 1 県出資金及び県補助金について
 本会は、山口県教育の刷新充実を図り、その振興に寄与し、日本の興隆と芸術文化の発展に貢献することを目的として設立され、県は、基本財産202,672,000円のうち60,000,000円を出資している。

- また、県は、平成20年度において、山口県社会教育関係団体等事業費補助金365,000円を支出している。
- 2 監査の結果
 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人やまぐち農林振興公社

- 1 県出資金、県貸付金、県補助金及び県交付金について
 本公司は、県内において、農業経営基盤の強化促進並びに農林水産業の担い手の確

保育成及び農山漁村への定住の促進並びに森林の整備及び緑化の推進等の事業を行うことにより、農林水産業の持続的かつ健全な発展並びに農地及び森林の有する多面的機能の發揮を図り、もって農山漁村の振興及び県民福祉の向上に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産280,825,309円のうち90,000,000円を出資している。また、県は、平成20年度において、長期貸付金としてやまぐち農林振興公社事業資金459,253,000円を貸し付けているほか、農林地保有合理化促進事業費補助金61,272,639円、山口県担い手対策事業費等補助金17,289,000円、山口県造林事業等補助金329,581,290円、山口県森林整備活性化資金利子助成補助金44,644,640円及び山口県森林づくり事業交付金6,855,000円を支出している。

2 監査の結果
 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

なお、分収造林事業については、木材価格の低迷等材業情勢が大きく変化する中、厳しい経営状況が続いているが、本公司においても分取割合の変更、県からの無利子貸付け、高金利の既往借入金の借換え、長伐期化による間伐材の販売、大径材による付加価値の向上等により、経営の改善に向けて努力しているところであるが、木材価格が現在の水準のまま推移すると、将来の伐採時における木材販売の収入だけでは、県及び株式会社日本政策金融公庫からの多額の借入金を償還することが困難となり、県民の負担となることが危惧される。

こうしたことから、関係省庁及び関係府県で構成する「林業公社の経営対策等に関する検討会」が平成21年6月に作成した最終報告書の内容を踏まえ、改善策を含めた今後の経営の在り方について検討を行うとともに、現下の厳しい経営の状況について、県民に分かりやすいよう、積極的な情報の開示に努めることが必要である。

財団法人山口県施設管理財団

- 1 県出資金、県委託料及び公の施設に係る指定管理者の指定について
 本財団は、都市公園の管理運営を行うとともに、公園を活用した体育、スポーツ、文化活動等の推進、普及及び啓発を図り、県民の健全な心身と豊かな都市環境の形成に寄与し、もって県民福祉の増進に資することを目的として設立され、県は、基本金7,500,000円のうち5,000,000円を出資している。
- また、県は、平成20年度において、維新百年記念公園の管理に係る委託料166,426,000円を支出している。
- 2 監査の結果
 更に、県は、維新百年記念公園に係る指定管理者の指定をしている。

財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。	財団法人山口県振興財団	(期) 2145 年 4 月 2 日	監査の結果	2 営者社会復帰施設等運営費補助金72,968,691円を支出している。	1 県出資金について 本財団は、県の財政運営に対する協力活動を推進することにより、県の振興を図り、もって県民福祉の増進と県勢の発展に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産105,940,607,980円のうち47,190,152,220円を出資している。	1 県出資金について 本財団は、県の財政運営に対する協力活動を推進することにより、県の振興を図り、もって県民福祉の増進と県勢の発展に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産105,940,607,980円のうち47,190,152,220円を出資している。
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。	財団法人山口県教職員互助会	(期) 2145 年 4 月 2 日	監査の結果	2 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。	1 県補助金について 本互助会は、県教職員及び教育関係者の教養を高め、その福利増進を図り、もって県における教育の振興発展に寄与することを目的として設立され、県は、この目的の達成に資するため、平成20年度において補助金44,653,164円を支出している。	1 県補助金について 本互助会は、県教職員及び教育関係者の教養を高め、その福利増進を図り、もって県における教育の振興発展に寄与することを目的として設立され、県は、この目的の達成に資するため、平成20年度において補助金44,653,164円を支出している。
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。	おいでませ！山口国体・山口大会実行委員会	(期) 2145 年 4 月 2 日	監査の結果	2 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。	1 県補助金について 本会は、第66回国民体育大会（冬季大会を除く。）及び第11回全国障害者スポーツ大会を開催するために必要な事業を行うことを目的として設立され、県は、平成20年度において、おいでませ！山口国体・山口大会実行委員会補助金142,627,993円を支出している。	1 県補助金について 本会は、第66回国民体育大会（冬季大会を除く。）及び第11回全国障害者スポーツ大会を開催するために必要な事業を行うことを目的として設立され、県は、平成20年度において、おいでませ！山口国体・山口大会実行委員会補助金142,627,993円を支出している。
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。	山口県漁業信用基金協会	(期) 2145 年 4 月 2 日	監査の結果	2 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。	1 県出資金及び県補助金について 本協会は、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等について、その債務を保証し、もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを目的として設立され、県は、出資金1,359,000,000円のうち531,500,000円を出資している。 また、県は、平成20年度において、山口県中小漁業開拓資金金融通円滑化事業出捐金1,716,000円を支出している。	1 県出資金及び県補助金について 本協会は、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等について、その債務を保証し、もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを目的として設立され、県は、出資金1,359,000,000円のうち531,500,000円を出資している。 また、県は、平成20年度において、山口県中小漁業開拓資金金融通円滑化事業出捐金1,716,000円を支出している。
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。	医療法人光の会	(期) 2145 年 4 月 2 日	監査の結果	2 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。	1 県補助金について 本会は、精神科病院及び精神障害者社会復帰施設を経営し、科学的かつ適正な医療を普及することを目的として設立され、県は、平成20年度において、山口県精神障	1 県補助金について 本会は、精神科病院及び精神障害者社会復帰施設を経営し、科学的かつ適正な医療を普及することを目的として設立され、県は、平成20年度において、山口県精神障

印	2145	県	() 計定()	域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成20年度において、軽費老人ホーム事務費補助金29,684,000円及び社会福祉施設整備関係借入金償還元金等に係る補助金792,300円を支出している。
印	2	田	監査の結果	2 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。
印	2	田	医療法人社団青山会	1 県補助金について 本会は、精神科病院及び精神障害者社会復帰施設を経営し、科学的かつ適正な医療を普及することを目的として設立され、県は、平成20年度において、山口県精神障害者社会復帰施設等運営費補助金58,427,290円を支出している。 2 監査の結果 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。
印	2	田	医療法人新生会	1 県補助金について 本会は、病院、診療所、老人保健施設及び精神障害者生活訓練施設を経営し、科学的かつ適正な医療を普及することを目的として設立され、県は、平成20年度において、山口県精神障害者社会復帰施設等運営費補助金59,840,748円及び病院内保育所運営費補助金6,390,000円を支出している。 2 監査の結果 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。
印	2	田	社会福祉法人山口県聴覚障害者福祉協会	1 県委託料及び公の施設に係る指定管理者の指定について 本協会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成20年度において、山口県聴覚障害者情報センターの管理に係る委託料24,004,000円を支出している。 また、県は、山口県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者の指定をしている。 2 監査の結果 公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。
印	2	田	社団法人山口県林業用苗木需給安定基金協会	1 県出資金について 本協会は、林業用苗木需給安定基金を設置することにより、林業用苗木の計画的な生産の確保と生産調整の円滑な実施を行い、もって計画的な造林の推進に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産52,400,000円のうち39,000,000円を出資している。 2 監査の結果 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。
印	2	田	財団法人山口県ひとづくり財団	1 県補助金、県委託料及び公の施設に係る指定管理者の指定について 本財団は、未来をひらく人づくりを総合的に推進し、もって山口県勢の躍進に寄与することを目的として設立され、県は、平成20年度において、山口県奨学事業費補助金454,926,000円及び山口県介護支援専門員資質向上事業補助金1,656,000円を支出すとともに、山口県セミナーパーク、山口県油谷青年の家、山口県秋吉台少年自然の家、山口県ふれあいパーク、山口県スポーツ交流村及び山口県埋蔵文化財センターに係る委託料536,374,000円を支出している。

また、県は、山口県セミナーパーク、山口県油谷青年の家、山口県秋吉台少年自然の家、山口県ふれあいパーク、山口県スポーツ交流村及び山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定をしている。

2 監査の結果

財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

山口県中小企業団体中央会

1 県補助金について

本会は、地区内における中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の健全な発展及び中小企業の振興を図るために必要な事業を行い、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的として設立され、県は、平成20年度において、山口県中小企業団体中央会補助金121,366,630円及び山口県中小企業団体等補助金2,126,000円を支出している。

2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。